萩地区:許可基準の変更前後の比較表(個別の基準)変更点のみ

◎以下の許可基準に適合し、三島市に許可申請し、許可が出れば掲出可能

※赤字が変更点です。なお、以下はあくまで概要なので、詳しくはパンフレット等でご確認下さい。

	かテル 交	火州しり	。 AUX 以下AUX A	て城安なりて、中し、	くはハンフレット寺でに傩談下さい。
種類	区分	項目	変更前 (第 1 種特別)	変更後① (第2種特別)	変更後② (第 1 種普通)
野立	自家	高さ	地上 10m 以下	-	也上 15m 以下
±1/1/				J	
	<u> </u>		(広告塔)	· · -	(広告塔)
	案内	面積	3 ㎡以内		5 ㎡以内/1 面
			6 ㎡以内	3/合計	1 Om以内/合計
			≪5者以上の協同表示≫		≪5者以上の協同表示≫
			1 O㎡ 以内/1 面		15 ㎡ 以内/1 面
			20ml	以内/合計	30㎡ 以内/合計
	一般	掲出	掲出		掲出可
		, 9	•	•	(30㎡以内/1面等)
			—————————————————————————————————————	- 4塔	
			高さ 野立	告板	
		<u> </u>			
屋上	自家	高さ	建築物の高さの	建築物の高さの2	2/3 以下かつ <mark>10m</mark> 以下
			2/3 以下かつ		
			5m 以下		
	案 内	掲出	掲出	不可	掲出可
			横	0長さ	(30㎡以内/1建築物等)
			高さ、屋上広告物		(0 0 1119)(13)
	<u>ሰ</u> 几				
	一般		難築物 の高さ		
突出	自家	面積	20㎡以	内/1 面	規制なし
	案内	掲出	掲出	下可	掲出可
					(20㎡以内/1 面等)
	一般			监监	
壁面	案内	掲出		不可	掲出可
— — 塀					(〈壁面の1面 300 ㎡未満〉
			達面利 。 注告 必		壁面の 1/5 以内又は15㎡
	—般	1		塘 八 色 为	以内等)
	,,,,				

≪規制地域:イメージ図≫

規制が厳しい ◆ 規制が緩やか							
特別規	制地域	普通規制地域					
第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域				
良好な住宅地が形成 された地域や、一部 の指定文化財の周辺 など	新幹線沿線や国道 1 号、東駿河湾環状道 路沿線など	特別規制地域、第2 種普通規制地域以外 の全ての地域	商業活動が活発な地 域				

≪屋外広告物の区分の概要≫

自家:自己の名称等を自己の事業所等に表示する屋外広告物

案内:道標、案内板等の屋外広告物

一般:自家広告物、案内広告物以外の屋外広告物

例)自己の敷地以外に掲出する、店舗PRのための看板 等